



全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム
登録・地域関与部会
中間とりまとめ（案）について

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム
地域関与・登録部会

2025.5.15

登録・地域関与部会の中間取りまとめ(案)

二地域居住者の登録に関しては、登録の要件、特定の対象等について議論を重ねてきた。関係人口を見える化する「ふるさと住民登録制度」への反映を求めたい。

登録の要件

- 二地域居住者を含む関係人口を把握するためのものとするため、入口は広く捉えるべきではないか。特に、たまたま当該地域と関係を持った者をコミュニティに入れることも重要であり、そのような者も捕捉できるようにすべき。
- 二地域居住者の定義については、求める二地域居住者像に応じて地域が柔軟に設定できるようにすべき。

登録のあり方

- 登録の主体は地方公共団体が担い、デジタルを活用した仕組みにすべき。その際、登録の記録が残るようにすることで、関心や関与の累積がわかるようにすることが求められる。
- 登録者の属性のほか、地域への関心及び関与の度合いがわかるものとすべき。その判断基準となる指針は、国が示すべきではないか。具体的には、関心の度合いをふるさと納税や寄附の有無等で測定することや、関与の度合いを地域での滞在期間・頻度やイベントの参加の有無等で測定することが考えられる。管理に係る人的・経済的コストを考慮して、登録情報はシンプルにするべき。

登録者へのサービス

- 情報のセキュリティを担保した上で、登録情報を活用し、地方公共団体や民間からのサービス提供を可能とする仕組みにすべき。登録者に対してどのようなサービスを提供するかについては、各地方公共団体や民間事業者が柔軟に決定できるようにすべき。医療・介護や教育等国の負担で実施している行政サービスについては、対象となる登録者について国が一定の基準を設けるべき。
- アンケートなどを通じて登録者のニーズを把握することができる仕組みにすべき。

地域関与のあり方

- 登録に当たり、当該地方公共団体への寄附額を登録できるようにするとともに、住民税から控除できる仕組みを構築すべき。
- さらに、中期的には、地方交付税の算定見直しや登録者の住民税の分割納税を可能とすべき。